(2)　債務の総額は、五億三千八百九十万七千百四十二円（五三八、九〇七、一四二円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及び中央アフリカ共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、中央アフリカ共和国政府の権限のある当局は、財務・予算省である。

3　債務は、中央アフリカ共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千九年六月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　中央アフリカ共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、中央アフリカ共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

6　従前の書簡Ⅲに述べられた了解は、この書簡が交換された日からこの了解によって代替され、無効となる。

(1)　従前の書簡Ⅲに述べられた了解に基づき、一定の債務が、二千三年四月一日から二千四年三月三十一日までの二千三年度、二千四年四月一日から二千五年三月三十一日までの二千四年度、二千五年四月一日から二千六年三月三十一日までの二千五年度、二千六年四月一日から二千七年三月三十一日までの二千六年度、二千七年四月一日から二千八年三月三十一日までの二千七年度及び二千八年四月一日から二千九年三月三十一日までの二千八年度の各事業年度における免除の日程に従って既に免除された。

(2)　(1)に規定する免除された債務の総額は、二億三百六十一万九千七十三円（二〇三、六一九、〇七三円）であった。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を中央アフリカ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月五日にヤウンデで

中央アフリカ共和国駐在

日本国特命全権大使　山本啓司

中央アフリカ共和国

計画・経済・国際協力大臣

シルヴァン・マリコ閣下

（中央アフリカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解を中央アフリカ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月五日にヤウンデで

中央アフリカ共和国

計画・経済・国際協力大臣

シルヴァン・マリコ

中央アフリカ共和国駐在

日本国特命全権大使　山本啓司閣下

○農林水産省告示第四百四十二号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

第三百三十九号中「神代乙四百三十六番地六」を「土黒甲二番地一」に改める。

第三百六十五号中「本町百五十六番地」を「幸町八千百二十一番地三」に改める。

第三百八十五号の次に次の八号を加える。

三百八十六	東播磨漁業協同組合　兵庫県加古川市尾上町池田二千百三十三番地の一　平成二十一年八月
三百八十七	三陸やまだ漁業協同組合　岩手県下閉伊郡山田町川向町一番十号　平成二十一年十月
三百八十八	東根市農業協同組合　山形県東根市大字東根甲千三百九十番地の一　平成二十一年十月
三百八十九	津和野町土地改良区　島根県鹿足郡津和野町後田口六十四番地六　平成二十一年十月
三百九十	北九州農業協同組合　福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号　平成二十一年十月
三百九十一	渥美漁業協同組合　愛知県田原市古田町橡木間五十六番地の二　平成二十一年十一月
三百九十二	れいなん森林組合　福井県小浜市神宮寺五号三十番地　平成二十一年十二月
三百九十三	いちき串木野市土地改良区　鹿児島県いちき串木野市昭和通百三十三番地一　平成二十一年十二月

○関東地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百九十三号幸手都市計画道路事業三・四・四十号幸手停車場線

三　事業施行期間　自平成十五年十月七日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千百七十二号川口都市計画道路事業三・四・六十五号環状中央通り線

三　事業施行期間　自平成五年十一月十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋